令和８年１１月１８日

「瀬戸内町ごみポイ捨て等防止条例（案)」パブリックコメントの実施結果
及び本町の考え方の公表について

環境衛生課長　榮　順二

町民の皆さまにおかれましては、本町の環境美化および景観保護に深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 8 年 10 月 19 日から 11 月 8 日までの期間で実施いたしました「瀬戸内町ごみポイ捨て等防止条例（案)」に関するパブリックコメントにつきまして、集計・分析結果および本町の考え方を取りまとめましたので公表いたします。

提出されたご意見の 8 割を超える皆様から賛成や前向きなご提案をいただき、本町といたしましても、ご提案に基づき定義や事業者の責務に関する条文修正、宿泊事業者の管理責任明確化、推進員の旅費基準設定などを回答および条例案へ反映いたしました。

詳細につきましては、添付資料をご確認ください。
ご意見をお寄せいただいた皆様に改めて感謝申し上げますとともに、今後も実効性のある美化施策の推進に努めてまいります。

【添付資料】
・パブリックコメント結果概要
・パブリックコメントに対する本町回答

【お問い合わせ先】
瀬戸内町役場 環境衛生課 生活環境係（担当：中島）
住所：〒894-1592 鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋船津 23
電話：0997-72-1057（直通）